

# 秋田県野球協会規約

## 第一章 名称及び事務局

(名 称)  
第1条 本協会は秋田県野球協会と称する。

(事 務 局)  
第2条 本協会の事務局を秋田市内に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目 的)  
第3条 本協会は各団体相互の協調、融和を図り、以て本県野球の健全なる普及、発展に寄与するを以て目的とする。

(事 業)  
第4条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。  
1. 野球に関する調査・研究  
2. 野球の振興・指導  
3. 大会・講演会等の実施  
4. 審判員の育成・強化  
5. 指導員・選手の育成・強化  
6. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第三章 組 織

(組 織)  
第5条 本協会は秋田県野球連盟、秋田県軟式野球連盟、秋田県大学野球連盟、秋田県高等学校野球連盟、秋田県中学校体育連盟（野球専門部）の各団体を以て組織する。

(資格審査委員会及び審判部)  
第6条 本協会に野球公認審判員の資格を審査する資格審査委員会と審判部を置く。  
2. 前項の資格審査委員会及び審判部は、別に定める規程による。

(強化委員会)  
第7条 本協会に競技力向上を推進強化委員会を置く。  
2. 前項の強化委員会は、別に定める規程による。

## 第四章 役 員

### (役員)

第8条 本協会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 (会長の任期は3期までとする)
2. 副会長 若干名
3. 理事 30名
4. 監事 2名

### (会長及び副会長)

第9条 会長及び副会長は、各団体選出理事がこれを選出する。

2. 会長は、本協会を代表し会務を掌理する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

### (理事)

第10条 理事は各団体から選出された各4名及び会長が委嘱した者とする。

2. 理事は理事会を組織し、次の役員を置く。これらの役職は会長の指名とする。
  - (1) 理事長 1名
  - (2) 副理事長 1名
3. 理事会は次の事項を行うものとする。
  - (1) 予算及び決算の承認
  - (2) 規約、規程の改正
  - (3) 事業の計画立案
  - (4) その他必要なる事項

### (監事)

第11条 監事は理事会において選出する。

### (幹事)

第12条 本協会に事務処理をするため幹事若干名を置く。

2. 幹事は、会長が委嘱する。

### (名誉会長)

第13条 本協会に名誉会長を1名置くことができる。

2. 任期は、後任者が就任するまでとする。
3. 名誉会長は理事会において推挙する。
4. 名誉会長退任後は、顧問に就任することができる。  
ただし、名誉会長及び顧問の通算在任期間は6年以内とする。
5. 名誉会長は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

### (顧問及び参与)

第14条 本協会に顧問及び参与を置くことができる。

2. 副会長は顧問、理事は5期10年以上で参与とする。
3. 顧問及び参与は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
4. 顧問及び参与の任期は就任後3期6年以内とする。

### (補欠役員の任期)

第15条 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員はその任期が満了しても後任者の就任するまではその職務を行ふものとする。

### (役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

## 第五章 会 議

(会議)  
第17条 本協会の会議は理事会として、会議の議長は会長がこれに当たる。

(理事会)  
第18条 理事会は毎年5月に会長がこれを招集する。  
2. 臨時理事会は会長がこれを必要と認めた時又は、理事の3分の1以上の要請があったときに、会長はこれを招集する。

## 第六章 会 計

(会計)  
第19条 本協会に要する経費は各団体の年会費、補助金、事業収入及び寄付金を以てこれに充てる。年会費は毎年理事会において決定する。  
2. 本協会の会計年度は4月1日に始まり3月末で終わりとする。

## 付 記

1. 昭和29年 3月 9日 一部改正
2. 昭和52年 4月 1日 第 2条、第14条、第15条、一部改正
3. 昭和53年 3月27日 第 8条、第10条、一部改正
4. 昭和54年 2月27日 第 5条、第 6条、第 7条、第12条、各一部改正
5. 昭和62年12月16日 第 5条、第 6条、第 8条、第 9条、第10条、  
第15条、各一部改正  
第13条、第14条、第17条、改正
6. 昭和63年 4月15日 第 3条、第 4条、各一部改正（組織改革に伴う改正）
7. 昭和63年 5月 7日 第 5条、第 7条、各一部改正（組織改革に伴う改正）
8. 平成元年 4月 9日 第 7条、第 9条、一部改正
9. 平成5年 4月 3日 第 5条、第 6条、一部改正
10. 平成6年 4月 9日 第 6条、一部改正
11. 平成8年 4月 7日 第18条、一部改正
12. 平成8年10月27日 第12条、第 1項、一部改正
13. 平成13年 4月 1日 第 7条、一部改正
14. 平成15年 4月 6日 秋田県大学野球連盟加入、強化委員会設置に伴う改正
15. 平成26年 4月26日 第13条名誉会長追加、第14条顧問及び参与の一部改正
16. 令和2年 6月27日 第13条一部改正
17. 令和3年11月20日 第14条顧問及び参与の一部改正
18. 令和6年11月10日 第 8条、第10条、第14条、第17条、第18条、  
第19条、一部改正
19. 令和7年11月22日 第10条、一部改正